



高額療養費制度はどんな内容ですか？



病院で治療を受けた際の医療費は、その全額ではなく1割～3割を支払うことになっています。

ところで、実際に払う病院に払う医療費が高額になってしまう場合があります。

例えば、医療費が100万円・3割負担の場合、病院に払う医療費自己負担額が30万円となってしまいます。家計にとって大きな負担になります。

このような場合に医療費が高額になることで家計が圧迫されることを回避する制度が「高額療養費制度」です。

この制度は年齢や所得に応じて、その人の実際に払う自己負担限度額を定め、それを超えた分については高額療養費として患者さんに実際に払った医療費の一部が戻って支給される制度です。

<例> 70歳以上・年収約370万円～770万円の場合（3割負担）  
100万円の医療費で、窓口の負担（3割）が30万円かかる場合



212,570円を高額療養費として支給し、**実際の自己負担額は87,430円**となります。



70歳以上の方の高額療養費制度の改正内容について教えてください。



上の表が平成29年7月までの高額療養費制度の内容です。平成29年8月から平成30年7月までは下の内容です。

改正内容は

①70歳以上の「現役並み所得者」の自己負担限度額

・通院(個人ごと)「月額44,400円」→「月額57,600円」

②70歳以上の「一般所得者」の自己負担限度額

通院(個人ごと)「月額12,000円」→「月額14,000円」となります。

<70歳以上の方の上限額(平成29年7月診療分まで)>

適用区分		外来(個人ごと)	ひと月の上限額(世帯ごと)
現役並み	年収約370万円～ 標報28万円以上 課税所得145万円以上	44,400円	80,100円+(医療費-267,000)×1%
一般	年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	12,000円	44,400円
非住民税等	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

<70歳以上の方の上限額(平成29年8月から平成30年7月診療分まで)>

適用区分		外来(個人ごと)	ひと月の上限額(世帯ごと)
現役並み	年収約370万円～ 標報28万円以上 課税所得145万円以上	57,600円	80,100円+(医療費-267,000)×1%
一般	年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	14,000円 (年間上限 14万4千円)	57,600円
非住民税等	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円



69歳以下の方の高額療養費制度について教えてください。



69歳以下の方の高額療養費制度は従来の通りで改正はありません。

<69歳以下の方の上限額>

適用区分		ひと月の上限額 (世帯ごと)
ア	年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1%
イ	年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1%
ウ	年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1%
エ	～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税者	35,400円

上記「旧ただし書き所得」とは、住民税の賦課方式としては既に廃止されている、旧地方税法における住民税課税方式に関する条文のただし書きとして規定されていた方法を用いて算出される所得のことです。国民健康保険ではこの「旧ただし書き所得」に「所得割料率」を掛け合わせることで保険料の「所得割額」を計算します。

標報とは、標準報酬月額のことです。



高額療養費制度の多数回該当について教えてください

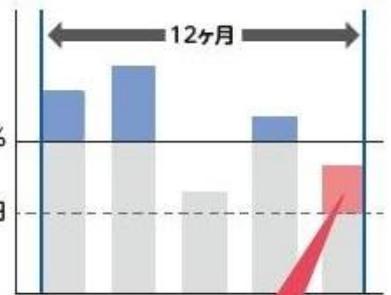


多数回該当とは、高額療養費として払い戻しを受けた月数が1年間(直近12ヵ月間)で3月以上あったときは、4月目(4回目)から自己負担限度額がさらに引き下げられる制度の事です。

【例：70歳未満】

$$167,400円 + (総医療費 - 558,000円) \times 1\%$$

93,000円



支給4ヶ月目から軽減

過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

<70歳以上の方の場合(平成29年8月から平成30年7月までの診療分)>

所得区分	本来の負担の上限額	多数回該当の場合
「現役並み」区分の方	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
「一般」区分の方	57,600円	44,400円

(注) 「住民税非課税」の区分の方については、多数回該当の適用はありません。

<69歳以下の方の場合>

所得区分	本来の負担の上限額	多数回該当の場合
年収約1,160万円~の方	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
年収約770万~約1,160万円の方	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
年収約370万~約770万円の方	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
~年収約370万円	57,600円	44,400円
住民税非課税者	35,400円	24,600円